

【論点1】技術基準適合維持義務について

【論点1-1】

現在、需要家資産である内管の技術基準適合維持義務をガス事業者に課しているが、大口供給及び小口供給のそれぞれ（AからDまで）につき、資産所有区分と保安責任区分の整合についてどう考えるか（自己が所有している内管は、所有者自らが保安責任を負うべきとし、内管の保安責任をガス事業者から需要家に移管するのが適切か）。移管することで需要家の理解は得られるのか。また、保安は確保されるのか。

保安義務	小口		大口 10万m ³ 以上	
	灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
技術基準適合維持義務等	A	B	C	D

【論点1-2】

仮に内管の保安責任をガス事業者から需要家に移管する場合には、技術基準適合維持義務を需要家に課することになる。需要家が当該管を自ら検査する能力を有する又は有しない場合にかかわらず、安全上の観点から引き続きガス事業者に漏えい検査の義務を課すことについてどう考えるか。また、需要家が当該管を自ら検査する能力を有しない場合には、引き続きガス事業者による漏えい検査を実施する仕組みが必要と考えるが、需要家の自己責任で事業者を選択できる仕組みについてどう考えるか。

【論点1-3】

仮にAからDまでの中から移管しない部分がある場合には、どのような場合には移管が可能かも含めて、移管可能の方向性や見直し時期等を検討する必要はないか（部分的に移管することの問題はないか）。

また、需要家に対しても対応を求めるべき点はないか（例：ガス事業者が内管の漏えい検査を実施し、その際に漏えいが発見された際や、そのまま放置すると漏えいするおそれがある場合などにおいて、ガス事業者が内管の所有者又は占有者に取替え等をお願いしたにもかかわらず、対応に応じない場合における措置など）。

保安義務	小口		大口 10万m ³ 以上	
	灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
技術基準適合維持義務等	A	B	C	D

(考慮すべき視点)

- 内管について、都市ガスでは需要家の所有資産であるがガス事業者が技術基準適合維持義務を課しており、所有資産と保安責任区分とは一致していない。LPガスでは、一般にガスメータの出口より先の消費設備までが需要家の資産であり、資産区分と保安責任区分が一致している。欧米ではガスメータを境に資産区分と保安責任が一致している。
- マイコンメータの設置率は、ほぼ100%近い状況となっており、灯内内管については、マイコンメータの遮断機能や警報機能により、安全上のリスクは低下している。
- 平成21年から平成25年までの5年間で、灯外内管におけるガス事故件数は、374件あり、灯外内管におけるガス死傷事故件数は、46件となっている。また、灯内内管におけるガス事故件数は、42件あり、灯内内管におけるガス死傷事故件数は、7件となっている。
- 平成25年3月末における腐食劣化対策管（白ガス管など）の残存数は、個人宅のものも含めて約324万本（うち、保安上重要な建物の残存数は約10万本）となっている。
- 敷地内に設置されるガス管の工事（内管工事）は、ガス工作物としてガス事業法に定める技術上の基準に適合し維持するため、ガス事業者又はその指定工事店が施工を実施している。一般社団法人日本ガス協会では、2007年より「内管工事資格制度」の運用を開始し、現在の資格保有者は約3万人となっている。
- 平成16年から平成25年までの10年間で、大口ガス事業者による事故件数は0件であり、現状では、これまでの自由化範囲の拡大に関する需要家の保安管理状況について特段の問題は発生していない。
- 現在、都市ガスの成分にCO（一酸化炭素）は含まれていない。

【論点2】 需要家保安に係る保安責任について

【論点2-1】

都市ガスの小売全面自由化により、多様な事業者の参入が想定される中、需要家の選択が自由に行えるようにする中で、保安の水準を維持・向上させていくためには、大口供給及び小口供給において、技術基準適合維持義務、内管の漏えい検査、ガス消費機器の周知・調査義務、緊急時の対応義務の保安責任（AからMまで）はどう課されるべきか。また、上記以外で検討すべき保安業務はないか。

- (i) 新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担う
- (ii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担うが、要望すれば他の事業者へ委託が確実にできる
- (iii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担い委託は受託事業者と合意すれば可能
- (iv) その他の方法 ((i)から(iii)以外の方法)

保安義務	小口		大口 10万m ³ 以上	
	灯外内管	灯内内管	灯外内管	灯内内管
技術基準適合維持義務等	A	B	C	D

保安措置		小口	大口	
			10万m ³ 以上	50万m ³ 以上
内管の漏えい検査		E	F	G
ガス消費機器の周知・調査義務	工業用建物	H	—	—
	工業用建物以外	I	J	—
緊急時の対応義務		K	L	M

【論点2-2】

その他の留意事項

保安レベルの維持・向上及び安全高度化目標の達成、需要家の選択肢拡大と保安確保のインセンティブ、保安業務における実施者間の連携などの観点から、留意すべき点はないか。また、今回のシステム改革において法令上明確に実施すべき保安業務はあるか。

(考慮すべき視点)

- 保安責任は、新ガス小売事業者が担うべきか、新ガス導管事業者が担うべきか。(その上で)保安業務の委託・受託のあり方はどうあるべきか。
- 公道の導管と一般需要家の敷地内の灯外内管はつながっており、導管ネットワークの一体性について考慮すべきか。
- それぞれの保安業務は分離できるのか、一体としてみるべきか。
- 保安業務とサービス業務を一体として見るべきか。分離してみるべきか。
- 地震等の災害時にも機能するか。
- LPGガスでは、販売事業者が保安責任を課し、保安機関に保安業務を委託する制度を設けているが、そのような仕組みを適用すべきか。
- 電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方では、小売電気事業者とする選択肢もあるが、一般需要家等が契約する小売事業者が頻繁に変わるにより、調査の実施の管理が困難となる可能性があり、制度的安定性を欠くことから、電線路維持運用者(ガスでいう新ガス導管事業者に相当)に保安責任を課するのが適当としているが、そのような仕組みを適用すべきか。

【論点3】簡易ガス事業に係る保安のあり方について

平成26年6月5日に開催されたガスシステム改革検討会において、簡易ガス事業に係る規制について検討され、審議の結果、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば簡易ガス事業制度を廃止し、LPガスを導管で供給する事業に係る保安規制は供給先の戸数に関わらず液化石油ガス法で整理した方がよいのではないかという意見が多かった。

簡易ガス事業(70戸以上)に係る保安規制を液化石油ガス法へ移行することについて、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能か。移行を検討する上で、保安の観点から留意すべき点はあるか。

(考慮すべき視点)

○行政機関

申請等の手続の窓口として、簡易ガス事業(ガス事業法)では経済産業省(産業保安監督部)、液化石油ガス販売事業(液化石油ガス法)^(※)では、経済産業省本省、産業保安監督部又は都道府県に申請する必要がある。

(※)一の都道府県のみ販売所を設置する場合は都道府県、二以上の都道府県で一の産業保安監督部内の場合は産業保安監督部、産業保安監督部をまたがる場合は経済産業省本省。

○手続き

簡易ガス事業(ガス事業法)は許可制(保安規制を含む。)であり、液化石油ガス販売事業(液化石油ガス法)は事業開始時の登録、契約締結時の書面交付義務等や保安規制が課されている。

○資格者

保安業務を監督する者として、簡易ガス事業(ガス事業法)ではガス主任技術者、液化石油ガス販売事業(液化石油ガス法)では業務主任者と、異なった資格を持つ者を任命する必要がある。

【論点4】消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方

消費機器の周知、調査頻度につき、可能な限りガス事業法と液化石油ガス法との整合化を図るべきではないか。仮に整合化を図る場合は、安全確保を前提に、内容に応じて整合化を検討し、規制合理化できるところはしていくことでよいか。

(考慮すべき視点)

○消費機器等の周知頻度

ガス事業法における周知頻度が3年度毎に1回以上であるのに対し、液化石油ガス法では2年に1回以上となっている。

○消費機器等の調査頻度

ガス事業法における点検頻度が40月に1回以上であるのに対し、液化石油ガス法では4年に1回以上となっている。

○消費機器等調査時の不在の取り扱い

ガス事業法では、省令の様式の備考により、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は報告上「不在」として扱うこととしているが、液化石油ガス法では当該規定がない。